

日光を感じる、美しい景色づくりへ…

日光市景観計画策定

市では、平成16年6月に制定された景観法に基づき、景観行政団体(景観法を活用した計画の策定など、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体)となりました。今回は、良好な景観を形成するために策定した「日光市景観計画」についてお知らせします。なお、この計画は、日光市景観条例と併せ、8月1日から施行されます。

景観計画とは

景観計画とは、景観法に基づいて策定する計画です。この計画では、建築物および工作物の建築を行う場合、「景観計画区域」、「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建築物及び景観重要樹木の指定の方針」の4項目について、必ず定めるものとされています。

◎景観に対する市の基本姿勢
◎歴史・文化や自然環境を活かした

景観づくり
○観るけしき(景観)から、感じるけしき(景感)づくり(五感「観・聴・香・触・味」で感じられる景色をつくる)

景観計画区域

市全域を「景観計画区域」に定め、地域の景観上の特性から9つのゾーンに区分し、「景観形成の方針」などを定めています。

景観計画重点区域

景観計画区域のうち、日光市を象

徴する景観などを有し、良好な景観の保全・形成が必要とされる「世界遺産区域」を、「景観計画重点区域」と位置づけました。今後この地域については、よりきめ細かな景観形成を図っていきます。

届け出が必要となる行為

◎景観計画区域

大きな建築物などは、周囲の景観に与える影響が大きいため、景観に対する配慮が必要となります。そのため、大規模な建築物の建設などについては届け出が必要となります。
○ 建築面積が1,000㎡を超える建築物や高さが13mを超える建築物(用途地域内は緩和)
○ 高さが15mを超えるなどの工作物の建設(工作物の種類により制限の内容が変わります)
○ 開発面積が3,000㎡を超える開発行為

留意点

・ 地域の特性を考慮し、その地域の

基調となる景観と調和させること。
・ 大規模行為を行う土地について、景観形成にほかの施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。

・ 視点場(見る位置)と視対象(見られる対象)との関係を考慮した景観形成に努めること。

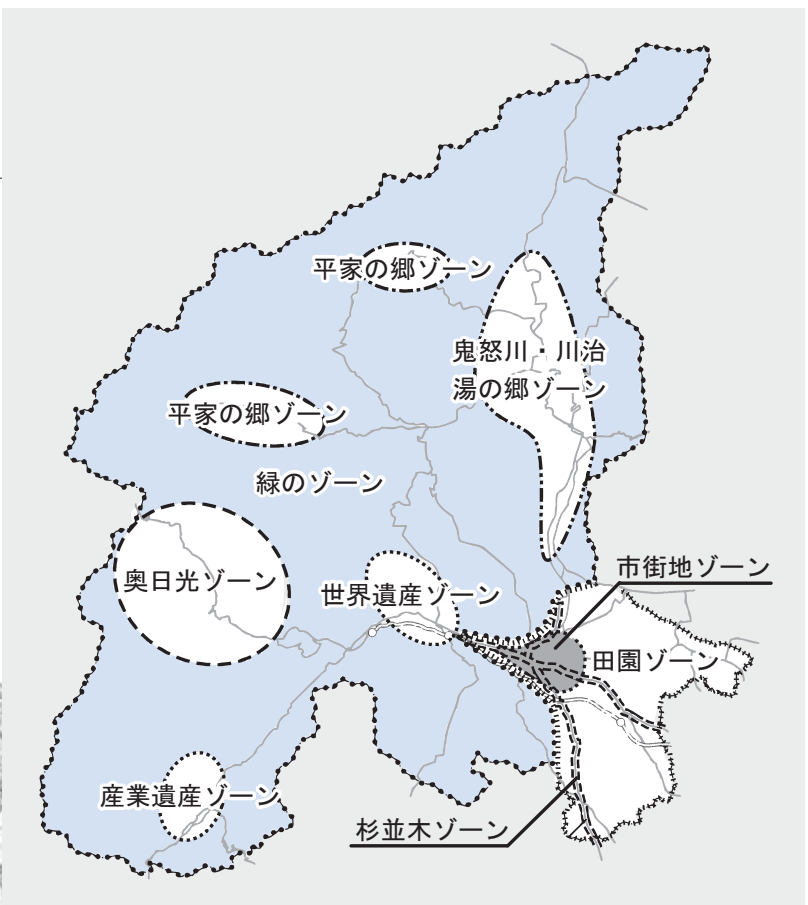
◎景観計画重点区域

良好な景観の保全・形成が必要とされることから、次の行為を行う場合は、届け出が必要となります。
○ 建築物および工作物の建設(外観を変更することとなる修繕や、色彩の変更も含む)
○ 2mを超える切土、または1mを超える盛土を生ずることとなる土地の区画や形質の変更
○ 木竹の伐採(面積が1,000㎡を超えるものまたは、樹高が10m以上などのもの)

※「景観計画重点区域」では、地区のエリア区分に応じ、建築物の形態や意匠の規定、高さの規定、景観形成上の主要な道路に面する土地の外壁の後退距離規定などが設けられています。

屋外広告物に関するルール

屋外広告物は、景観に対する影響が非常に大きいことから、景観計画重点区域においては、詳細なルール



景観計画重点区域「世界遺産区域」

- 世界遺産「日光の社寺」を抱える山内地区
- 豊かな自然景観とともに市街地の安全を支えてきた稲荷川地区
- 山内地区の門前町として栄えてきた東町および西町地区

景観計画区域ゾーン区分図

- 市街地ゾーン
- 田園ゾーン
- 杉並木ゾーン
- 世界遺産ゾーン
- 奥日光ゾーン
- 鬼怒川・川治湯の郷ゾーン
- 産業遺産ゾーン
- 平家の郷ゾーン
- 緑のゾーン



そのほかの指定方針

◎景観重要建築物

歴史・文化・くらしを伝え、地域の景観形成の核となる建造物を指定し、保全を図ります。

◎景観重要樹木

地域のシンボルとして景観形成において大切な樹木を指定し、保全を図ります。

◎重要空間

日光市の歴史や文化を象徴し、将来に引き継ぐべき空間や目標とする景観、理想とするイメージがすでに確立している空間を指定し、保全・育成を図ります。

助成や融資の制度

景観計画重点区域のうち指定された一部の区域においては、景観計画に即した届け出に対して助成や融資の制度が設けられています。

くわしくは

都市計画課 都市計画係

☎(21)51102